

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について（案）

令和 5 年 2 月 3 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

（趣旨）

令和 5 年 1 月に、みなし小売電気事業者（2 者）から経済産業大臣に対し、特定小売供給約款の変更認可申請が行われ、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に、認可に係る意見聴取があったところ、当該意見聴取への当委員会の対応方針について御審議をいただきたい。

1. 経緯

令和 4 年 1 2 月 5 日に行われた電力・ガス取引監視等委員会（第 3 9 9 回）において、以下に掲げるみなし小売電気事業者（5 者）の特定小売供給約款の変更認可申請に関し、経済産業大臣からの意見聴取への対応方針が決定された。

- ・ 東北電力株式会社
- ・ 北陸電力株式会社
- ・ 中国電力株式会社
- ・ 四国電力株式会社
- ・ 沖縄電力株式会社

その上で、令和 5 年 1 月に、みなし小売電気事業者（北海道電力株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社）から経済産業大臣に対し、特定小売供給約款の変更認可申請が行われた。これを踏まえ、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号。以下「改正法」という。）附則第 2 5 条の 5 第 1 項第 1 号の規定に基づき、2 0 2 3 0 1 2 3 資第 6 号のとおり、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）に、追加で意見聴取があった。

2. 当委員会の対応

（1）検討事項

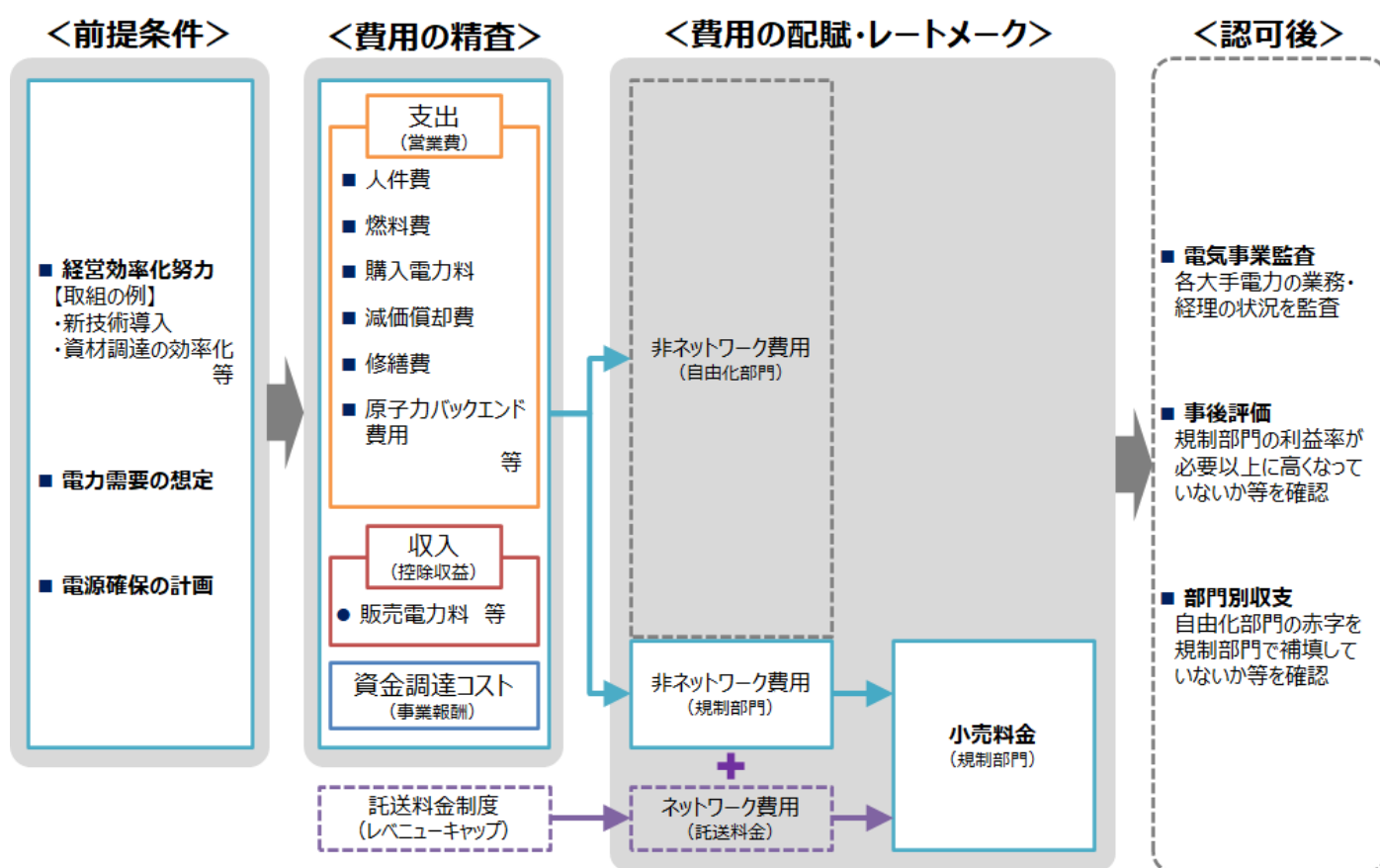
当委員会は、上記 1 に記載した計 7 者の特定小売供給約款の変更認可申請（以下「本申請」という。）に係る特定小売供給約款料金が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成 2 8 年経済産業省令第 2 3 号）に則って算定されていることを前提に、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（平成 2 8 年 4 月制定）に照らして妥当なものであるか検討する。

(2) 検討プロセス

当委員会は、料金制度専門会合（以下「専門会合」という。）において、本申請に係る査定方針案（以下「査定方針案」という。）等を、中立的・客観的かつ専門的な観点で検討する。専門会合では、下図の特定小売供給約款料金の算定・審査フローに沿って、本申請を行った各みなし小売電気事業者から申請内容を聴取し、査定方針案を検討する。

なお、この検討過程においては、改正法附則第22条に基づく「公聴会」や経済産業省が募集する「国民の声」を通じて寄せられた御意見や、関係省庁等からの御意見（以下「公聴会等の御意見」という。）を踏まえることとする。また、公聴会等の御意見のうち、査定方針案に関連するもの（以下「関連する御意見」という。）については、専門会合において、回答案を検討する。

その上で、専門会合で査定方針案が取りまとめられ次第、当委員会において審議し、経済産業大臣に対して意見回答を行う。また、当委員会では、専門会合で検討された「関連する御意見」への回答案も審議し、回答内容を決定する。



図：特定小売供給約款料金の算定・審査フロー

3. 参照条文

●電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則
（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 三 みなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～8（略）

（公聴会）

第二十二條 経済産業大臣は、附則第十六條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十三條第三項（特定小売供給約款に係るものに限る。）又は附則第十七條第一項（指定旧供給区域の増加に係るものに限る。）、第十八條第一項若しくは第二十条第一項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

第二十五條の五 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

- 一 附則第九條第一項若しくは第四項、第十八條第一項又は第二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二～六（略）

2（略）